

新旧対照表

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定

新	旧
騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定
昭和四十九年八月二十日 告示第六百八十四号	昭和四十九年八月二十日 告示第六百八十四号
<p>改正 昭和五二年一月二九日告示第 昭和五五年 六月 六日告示第 七八二号 五三〇号</p> <p>昭和五九年 三月 二日告示第 昭和六〇年 二月 一日告示第 一七二号 八六号</p> <p>昭和六一年一〇月二二日告示第 昭和六三年 四月三〇日告示第 九三五号 三七一号</p> <p>平成三年一月二九日告示第 平成四年 三月二二日告示第 一〇三〇号 二一八号</p> <p>平成六年 一月 七日告示第 平成八年 七月三〇日告示第 五号 七二三号</p> <p>平成九年 八月一二日告示第 平成一年 三月一九日告示第 六〇四号 二二九号</p> <p>平成二二年 四月一八日告示第 平成二五年 二月二二日告示第 三八七号 一〇四号</p> <p>平成二五年 三月二四日告示第 平成二五年 六月 六日告示第 二二〇号 五三九号</p> <p>平成二七年 三月一日告示第 平成二八年 三月二七日告示第 一九二号 二一九号</p> <p>平成二九年 三月二〇日告示第 平成二〇年 三月二八日告示第 二七〇号 三三二号</p> <p>平成二二年 三月二三日告示第 平成二三年 三月二三日告示第 二六〇号 一八五号</p> <p>平成二三年 三月一八日告示第 平成二四年 三月 二日告示第 一八三号 一二〇号</p> <p>平成二四年 三月二三日告示第 平成二四年 二月二八日告示第 一七七号 七三六号</p> <p>平成二七年 七月三一日告示第 平成二八年 七月 一日告示第</p>	<p>改正 昭和五二年一月二九日告示第 昭和五五年 六月 六日告示第 七八二号 五三〇号</p> <p>昭和五九年 三月 二日告示第 昭和六〇年 二月 一日告示第 一七二号 八六号</p> <p>昭和六一年一〇月二二日告示第 昭和六三年 四月三〇日告示第 九三五号 三七一号</p> <p>平成三年一月二九日告示第 平成四年 三月二二日告示第 一〇三〇号 二一八号</p> <p>平成六年 一月 七日告示第 平成八年 七月三〇日告示第 五号 七二三号</p> <p>平成九年 八月一二日告示第 平成一年 三月一九日告示第 六〇四号 二二九号</p> <p>平成二二年 四月一八日告示第 平成二五年 二月二二日告示第 三八七号 一〇四号</p> <p>平成二五年 三月二四日告示第 平成二五年 六月 六日告示第 二二〇号 五三九号</p> <p>平成二七年 三月一日告示第 平成二八年 三月二七日告示第 一九二号 二一九号</p> <p>平成二九年 三月二〇日告示第 平成二〇年 三月二八日告示第 二七〇号 三三二号</p> <p>平成二二年 三月二三日告示第 平成二三年 三月二三日告示第 二六〇号 一八五号</p> <p>平成二三年 三月一八日告示第 平成二四年 三月 二日告示第 一八三号 一二〇号</p> <p>平成二四年 三月二三日告示第 平成二四年 二月二八日告示第 一七七号 七三六号</p> <p>平成二七年 七月三一日告示第 平成二八年 七月 一日告示第</p>

五三三号 三九八号
 平成二九年 三月一四日告示第 令和 三年 二月 五日告示第
 二三〇号 六二号
 令和 五年 七月 七日告示第
 号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和四十九年九月一日から施行し、その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。

なお、この告示の施行の前日において、現に設置されている特定工場等であつて、この告示に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が、昭和四十九年千葉県告示第六百八十二号による廃止前の告示（昭和四十四年千葉県告示第百八十八号）に規定する規制基準値未満となるものについては、この告示の規定にかかわらずこの告示の施行の日から一年間はなお従前の例による。

時間区分	昼間	朝・夕	夜間
区域区分	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで
第一種区域	五十デシベル以下	四十五デシベル以下	四十デシベル以下
第二種区域	五十五デシベル以下	五十デシベル以下	四十五デシベル以下
第三種区域	六十五デシベル以下	六十デシベル以下	五十デシベル以下
第四種区域	七十デシベル以下	六十五デシベル以下	六十デシベル以下

備考

- 一 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館

五三三号 三九八号
 平成二九年 三月一四日告示第 令和 三年 二月 五日告示第
 二三〇号 六二号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和四十九年九月一日から施行し、その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。

なお、この告示の施行の前日において、現に設置されている特定工場等であつて、この告示に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が、昭和四十九年千葉県告示第六百八十二号による廃止前の告示（昭和四十四年千葉県告示第百八十八号）に規定する規制基準値未満となるものについては、この告示の規定にかかわらずこの告示の施行の日から一年間はなお従前の例による。

時間区分	昼間	朝・夕	夜間
区域区分	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで
第一種区域	五十デシベル以下	四十五デシベル以下	四十デシベル以下
第二種区域	五十五デシベル以下	五十デシベル以下	四十五デシベル以下
第三種区域	六十五デシベル以下	六十デシベル以下	五十デシベル以下
第四種区域	七十デシベル以下	六十五デシベル以下	六十デシベル以下

備考

- 一 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館

法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

一 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。

井町 酒々 印旛郡	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の南酒々井ネオポリス団地の全部の地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
栄町 印旛郡	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業専用地域
多古町 香取郡	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
	第四種区域	工業専用地域
東庄町 香取郡	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
	第四種区域	工業専用地域

法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から五デシベルを減じた値を基準値とする。

一 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。

井町 酒々 印旛郡	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域、大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域並びに大字馬橋の南酒々井ネオポリス団地の全部の地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
栄町 印旛郡	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業専用地域
多古町 香取郡	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
	第四種区域	工業専用地域
東庄町 香取郡	第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
	第四種区域	工業専用地域

山武郡九十 九里町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡芝山 町	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業専用地域
山武郡横芝 光町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域
	第三種区域	近隣商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域
	第四種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域
長生郡一宮 町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
長生郡長生 村	第一種区域	第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	第二特別地域
	第四種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）
長生郡白子 町	第二種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	商業地域
夷隅郡御宿 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	商業地域

備考

一 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、令和五年七月七日現在にお

山武郡九十 九里町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
山武郡芝山 町	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第四種区域	工業専用地域
山武郡横芝 光町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域
	第三種区域	近隣商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域を除く。）及び第二特別地域
	第四種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）及び工業専用地域
長生郡一宮 町	第一種区域	第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域
	第三種区域	近隣商業地域
長生郡長生 村	第一種区域	第一種中高層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	第二特別地域
	第四種区域	工業地域（ただし、第二特別地域を除く。）
長生郡白子 町	第二種区域	第一種住居地域及び第二種住居地域
	第三種区域	商業地域
夷隅郡御宿 町	第一種区域	第一種低層住居専用地域
	第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第三種区域	商業地域

備考

一 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、令和三年二月五日現在にお

いて、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

一 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第二種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

二 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

前文（抄）（昭和五十二年十一月二十九日告示第七百八十二号）

昭和五十三年一月一日から施行する。

前文（抄）（昭和五十五年六月六日告示第五百三十号）

昭和五十五年六月十日から適用する。

前文（抄）（昭和五十九年三月二日告示第百七十二号）

昭和五十九年四月一日から適用する。

前文（抄）（昭和六十年二月一日告示第八十六号）

昭和六十年四月一日から施行する。

前文（抄）（昭和六十一年十月二十一日告示第九百三十五号）

昭和六十一年十一月一日から施行する。

前文（抄）（昭和六十三年四月三十日告示第三百七十一号）

昭和六十三年五月一日から施行する。

前文（抄）（平成三年十一月二十九日告示第千三十号）

平成四年一月一日から施行する。

前文（抄）（平成四年三月二十一日告示第二百十八号）

平成四年四月一日から施行する。

前文（抄）（平成八年七月三十日告示第七百十三号）

平成八年九月一日から施行する。

前文（抄）（平成九年八月十二日告示第六百四号）

平成九年九月一日から施行する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九

いて、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

一 第一特別地域とは、準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

二 第二特別地域とは、工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

前文（抄）（昭和五十二年十一月二十九日告示第七百八十二号）

昭和五十三年一月一日から施行する。

前文（抄）（昭和五十五年六月六日告示第五百三十号）

昭和五十五年六月十日から適用する。

前文（抄）（昭和五十九年三月二日告示第百七十二号）

昭和五十九年四月一日から適用する。

前文（抄）（昭和六十年二月一日告示第八十六号）

昭和六十年四月一日から施行する。

前文（抄）（昭和六十一年十月二十一日告示第九百三十五号）

昭和六十一年十一月一日から施行する。

前文（抄）（昭和六十三年四月三十日告示第三百七十一号）

昭和六十三年五月一日から施行する。

前文（抄）（平成三年十一月二十九日告示第千三十号）

平成四年一月一日から施行する。

前文（抄）（平成四年三月二十一日告示第二百十八号）

平成四年四月一日から施行する。

前文（抄）（平成八年七月三十日告示第七百十三号）

平成八年九月一日から施行する。

前文（抄）（平成九年八月十二日告示第六百四号）

平成九年九月一日から施行する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九

改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文（抄）（平成二十四年三月二日告示第百二十号）

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文（抄）（平成二十四年三月二十三日告示第百七十七号）

平成二十四年四月一日から施行する。

前文（抄）（平成二十四年十二月二十八日告示第七百三十六号）

平成二十五年一月一日から施行する。

前文（抄）（平成二十七年七月三十一日告示第五百三十二号）

公示の日から施行する。

前文（抄）（令和三年二月五日告示第六十二号）

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「新告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未満となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文（抄）（令和五年七月七日告示第 号）

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「新告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未満となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文（抄）（平成二十四年三月二日告示第百二十号）

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

前文（抄）（平成二十四年三月二十三日告示第百七十七号）

平成二十四年四月一日から施行する。

前文（抄）（平成二十四年十二月二十八日告示第七百三十六号）

平成二十五年一月一日から施行する。

前文（抄）（平成二十七年七月三十一日告示第五百三十二号）

公示の日から施行する。

前文（抄）（令和三年二月五日告示第六十二号）

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「新告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未満となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。